第６章第１節「２　航空機」中

「

区分／型式		搭載可能人員（人）	搭載可能物資（キログラム）	搭載可能物資最大容積（センチメートル）（高さ×幅×奥行き）
固定翼航空機	ガルフストリーム・エアロスペース式 G―V型	22	1,136	78×90×95
	ダッソー・ブレゲー式 ミステールファルコン900型	18	1,200	90×60×60
	日本航空機製造式ＹＳ―11Ａ型	24	2,300	160×100×80
	サーブ・スカニア式 ＳＡＡＢ340Ｂ型	22	900	150×80×110
	ビーチクラフト式Ｂ300型	12	693	50×50×30
	ビーチクラフト式200Ｔ型	7	680	50×50×30
回転翼航空機	アエロスパシアル式 ＡＳ332Ｌ１型	11	530	135×135×160
	シコルスキー式Ｓ―76Ｃ型	8	240	130×70×160
	ベル式　412型	6	120	220×110×80
	ベル式　212型	9	450	220×110×80
	ベル式　206Ｂ型	2	75	70×40×40

㈱１　搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の目安を示す。
　２　搭載可能物資最大容積とは、航空機に搬入可能な１個あたりの最大容積をいう。
　３　気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によってはこの目安以下となる。
　４　燃料は、増槽タンクを除き満載とする。
　５　搭載可能人員は、乗組員を含めた人数である。

」を

「

区分／型式		座席数（席）	搭載可能物資（キログラム）	搭載可能物資最大容積（センチメートル）（高さ×幅×奥行き）
固定翼航空機	ガルフストリーム・エアロスペース式 G―V型	22	656	85×90×90
	ダッソー・ブレゲー式 ミステールファルコン900型	18	459	60×70×100
	日本航空機製造式ＹＳ―11Ａ型	26	2,142	115×75×180
	ボンバルディア式 ＤＨＣ―８―315型	32	1,080	150×125×165
	サーブ・スカニア式 ＳＡＡＢ340Ｂ型	27	900	150×80×110
	ビーチクラフト式Ｂ300型	14	791	120×58×90
	ビーチクラフト式Ｂ200Ｔ型	9	370	120×58×90
回転翼航空機	ユーロコプター式 ＥＣ225型	21	1,355	129×119×168
	アエロスパシアル式 ＡＳ332Ｌ１型	19	482	135×135×160
	アグスタ式ＡＷ139型	15	156	112×118×182
	シコルスキー式Ｓ―76Ｃ型	14	245	125×70×175
	ベル式　412型	15	141	140×100×80
	ベル式　212型	11	439	140×100×65
	ベル式　206Ｂ型	5	76	40×60×40

」に

㈱１　搭載可能物資は、運航に必要な乗員及び物品等を搭載し、燃料を満載（回転翼航空機は増槽タンクを除き満載）にした時のものである。
　２　気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等により表記がことなることがある。

改める。

第６章第２節「海上保安庁国民保護計画における業務と担当部課」中

「

船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること	海洋情報部（航行警報） 交通部（沿岸域情報提供システム等） 警備救難部（船艇、航空機による伝達）	海洋情報部（海洋情報監理課） 交通部（交通企画課） 警備救難部（救難課）

」を

「

船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること	海洋情報部（航行警報） 交通部（沿岸域情報提供システム等） 警備救難部（船艇、航空機による伝達）	海洋情報部（海洋情報監理課） 交通部（交通企画課、交通安全課） 警備救難部（救難課）

」に

改める。

防衛省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく防衛省の国民の保護に関する計画（防衛省国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成21年11月11日　　防衛大臣　北澤　俊美

防衛省国民保護計画の一部を次のように変更する。

本文第２章第２節１②中「必要に応じて防衛会議（防衛副大臣、事務次官、官房長、防衛政策局長、運用企画局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長を基本的な構成員とする。防衛会議に関する訓令（平成16年防衛庁訓令第69号））」を「必要があると認めるときは、防衛会議（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第19条の２）」に改め、「、その助言の下に」を削る。